

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外92名

被告 国

## 口頭弁論要旨

(原告らの権利侵害論(特に人格権等侵害が顕在化する「戦争の具体的危険性論」  
を中心として))

2020(令和2)年10月12日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 森 永 正 之

**【原告らの権利侵害論(特に人格権等侵害が顕在化する「戦争の具体的危険性論」  
を中心として)】**

私たちは、今回、これまでの主張を要約したものとして準備書面(28)を提出しました。

これらの主張については、国から反論がないものものありますが、私たちが主要な争点と考えているものです。私たちは、これらの争点は全て重要なものだと考えており、これらの争点全てに裁判所が判断することがこの問題の解決に必要不可欠と考えております。是非、全ての争点に判断をしていただきたいと考えております。

本件原告らが受けている精神的損害を分析すると、次の3つの権利の侵害

として現れてきます。

## 1 平和的生存権について（詳細は原告準備書面(2)，同(9)，同(11)，同(26)等)

### (1) 内容

平和的生存権は，平和のうちの生存する権利です。その内実は，戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく，他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく，みずからの平和的確信に基づいて生きる権利です（訴状20頁）。

従前，平和的生存権は，国が主張するように，概念が抽象的で不明確だとして裁判規範性はないと言われていました。

しかしながら，明確に権利として扱われていなかったものも，時代の変化及び社会の変化に伴い，権利として認識されるようになります。

今日では，次に述べるように，具体的権利性があるというべきです。

### (2) 具体的権利性があること

まず，①平和のための世界的努力があげられます。最大の人権侵害行為は戦争であることが認識され，第一次世界大戦以降，戦争をなくすための国際的努力が続けられました。日本国憲法の平和的生存権は，1941年の「4つの自由」宣言（第4 恐怖からの自由），これを踏まえた大西洋憲章（恐怖と欠乏からの自由と平和的生存）が元になっており，日本国憲法は，平和的生存権と戦争放棄を実定法として規定した世界で最初の憲法であり，国際的な平和への願いの歴史を受けて明文化された経緯に鑑みれば，平和的生存権は，法的救済を求める権利ないし法的利益として認められるべきです。特に，核兵器の時代といわれる現在の世界情勢においてはなおさらです。

次に，②憲法によって保障されております。すなわち，憲法前文は，全文において平和を守ることの大切さを宣言し，平和の内に生存する権利を認め

ていますし（前文にも法規範性が認められます）、憲法9条は、戦争の放棄と戦力の不保持及び交戦権の否認を宣言し、平和的生存権を制度として保障しています。また、憲法は、憲法13条は幸福を追求する権利の最大の尊重を求めるなど、第3章は国民の基本的人権の保障を宣言しております。憲法上の権利は、下位の法律によって侵害されてはなりません。裁判所によって保護されなければ意味がなく、具体的権利性は認められるべきです。

さらに、③研究者の研究の成果と裁判例の積み重ねがあります。すなわち、憲法研究者の間でも、平和的生存権の具体的権利性・裁判規範性を認める考え方が近年とみに有力となっており、裁判例も認めるものが見られるようになっていきます。研究者においては議論、裁判においては主張をかみ合わせることで概念に対する皆の理解は深まるのです。その結果、平和的生存権は、法的救済が受けられる自由権的側面を含む複合的な権利で具体的権利性が認められるようになりました。

また、④平和主義に反する動きに対して、国民・市民はこれを拒否する態度を示してきたことです。本件で問題となっている新安保法制についてもそうです。平和のうちに生存する権利が国民・市民の間に根付き、平和的生存権を認める国民的基盤はあります。

加えて、成立の要件とは、結局のところ国賠法上の違法性の判断基準であるところ、準備書面（28）の「第5」で述べるとおり職務行為基準説をベースに相関関係論で判断することができることから明らかといえますし、法的効果としては損害賠償の対象となることについては争いないものと思われ（このことは「2」の人格権、「3」の憲法改正・決定権においても当てはまります。）。

以上からすれば、平和的生存権の具体的権利性は認められるというべきです。

## 2 人格権について（詳細は原告準備書面(8)，同(11)，同(18)，同(26)等）

### (1) 内容

人格権とは，人間が人間であることからその存在を全うするために認められた権利であり，その具体的内容は，①生命・身体及び精神に関する利益としての人格権，②平穩生活権，③主権者として蔑ろにされない権利となります（準備書面(8)44頁，同(26)24頁等）。

国は，原告らの人格権の主張に対し，原告らの主張は抽象的であり，具体的な権利内容，成立要件，法律効果等については一義性に欠ける曖昧なものであり，具体的権利性を欠くと主張しています。

しかし，本件では，少なくとも①生命・身体及び精神に関する利益としての人格権，②平穩生活権については，これまでも裁判上の権利として認められてきますし，③主権者として蔑ろにされない権利も含めて全体として，次に述べるように具体的権利性があります。

### (2) 具体的権利であること

#### ア 基本的権利であること

人格権は，アメリカ独立宣言や世界人権宣言にルーツをたどることができですが，人格権自体は，日本の学説上も判例上も民法のみならず憲法上でも認められている基本的権利です。権利内容等が不明確というのであれば，芦部憲法をはじめとする憲法の基本書の憲法13条幸福追求権の中に人格権という言葉が出てくるはずありませんし，判例にも出てくるはずがありません。

#### イ 内容

そして人格権は，人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利ですから，仮にその外延を一義的に確定することが困難であるとしても，少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益をその内容とするものであれば，人格権・人格的利益として法的保護の対象となるという

べきです。

①生命・身体及び精神に関する利益としての人格権，②平穩生活権としての人格権については，人間の尊厳に伴う基本的な法益を内容としておりますので，判例においても学説においても認められております。

③主権者として蔑ろにされない権利についてですが，国民は，国民主権のもと，憲法制定権を有しており，憲法改正に際しても国民投票に参加する地位を有しております。確定した憲法解釈を変更するためには，憲法改正が必要です。にもかかわらず内閣が憲法解釈を変更して，それを受けて国会が法律を制定する行為は，国民が憲法改正手続きに参加する機会を奪うものです。国民は主権者であるにもかかわらず，国から主権者として蔑ろにされているものであり，その被害感情は人間の尊厳に伴う基本的な法益を侵害されたものとして法的保護に値します。本件のように，ずっとできないとされていた集団的自衛権の行使をいきなりできるとした憲法解釈の変更，これに伴う新安保法制の制定は，まさに，この主権者として蔑ろにされない権利を侵害するものにほかなりません。

加えて，成立の要件と法的効果については，既に述べたとおりです。

以上から，人格権は具体的権利性を欠くことはありません。

### 3 憲法改正・決定権（詳細は原告準備書面(5)，同(7)，同(9)，同(18)，同(26)等)

#### (1) 内容

憲法改正・決定権は，具体的な憲法課題が生じたときに，国民各人が，その賛否を最終的には国民投票制度を通じて表明し，当該憲法改正の是非を決定する権利です（憲法 96 条）。そして，憲法改正については，国会による発議より前から，国会内や国民の間で議論が行われているものであり，当該憲法課題に対して賛否その他意見を表明し，国民的意思を形成する過程に参

加する権利でもあります。このように憲法改正過程の手續保障も含むものであるから、当該憲法課題が解釈として確立したものであれば、その解釈の変更も実質的な憲法の改正にあたるというべきです。

## (2) 具体的権利であること

この憲法改正・決定権については、憲法96条以外にも、国民主権について述べている憲法前文、公務員の憲法尊重擁護義務によっても裏付けられますし、更に憲法改正手続法が制定されていることから具体的権利であるといえます。

加えて、成立の要件と法的効果については、既に述べたとおりです。

以上から、憲法改正・決定権は具体的権利性を欠くことはありません。

## 4 裁判例批判（詳細は準備書面(26)）

この点、先行する札幌地裁、東京地裁、大阪地裁の裁判例は、平和に対する信念や信条（札幌地判）、生命・身体及び財産に危害が加えられることへの恐怖や不安（札幌地判、東京地判、大阪地判）、健康上の危険にさらされることなく平穏かつ安全に生活する権利、人間らしくその尊厳を保ちつつ平穏な生活を営む権利、日常生活を破壊されるに当たり前の生活を営む権利などの平穏な生活を送る利益（東京地判、大阪地判）、戦争に巻き込まれず、戦争に加担しないで平和に暮らしたいという思い、人殺しに加担したくないとの信念による精神的苦痛（東京地判）等を人格権ないし法的利益の一つとして認めていると思われまます。この点自体は評価できます。

ところで、これらの各裁判例は、人格権ないし法的利益が侵害されたというためには、「危険の切迫性や具体的危険性・危険の具体的な蓋然性」が必要であり、「戦争やテロ攻撃に極めて近接した状況にあること」でないと危険性がないと考えているようです。

しかしながら、この基準によれば、実際には、現実に戦闘あるいは戦争が始

まり、わが国が武力を行使したり又は武力を行使されたりするその寸前にならない限り、これら判決のいう要件を満たすことにはならないのであって、ほとんど意味のない、非現実的なものです。

実際にこのような戦闘・戦争状態になったときには、仮に裁判所が原告らの損害請求を認めたところで何の解決にもなりませんし、仮に裁判所が差止判決を行ったところで戦闘や戦争や止まりません。このような戦闘・戦争状態になったときには、逆に、緊急時なのだから国民全員が受忍すべきとの判断がなされるのではないかとの危惧もあります。例え、私たちがこの新安保法制が違憲であると抗議し、反対の意思を表明し続け、裁判を継続していてもです。

だからこそ、安保法制が違憲であるとの判断により、一步手前で踏みとどまることが必要なのです。

## 5 新安保法制において特に考慮すべき事情-戦争の具体的危険性

上記裁判例は、新安保法制において特に考慮すべき事情を考慮に入れていません。それは、戦争の具体的危険性が迫ってきていることです。

### (1) 新安保法制が制定された効果

新安保法制が制定され、集団的自衛権の行使が認められること、また、発進準備中の航空機への燃料補給や戦闘地域においても戦闘中でなければ弾薬や燃料の提供を行うといった後方支援活動が認められ他国の武力行使と一体化することにより、日本が他国の戦争の当事者となり、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険性と機会が増大したと言えます。それに伴い、日本は、敵国となってしまった国から国土に攻撃を受けたり、テロの対象となったりする危険が増大します。原告を含む日本の市民全部が、戦争体勢に突入すること、及びその犠牲を覚悟しなくてはならなくなりました。

### (2) 自衛隊の変容－専守防衛の踏み越え

この新安保法制が制定されてから、国是である「専守防衛」を踏み越え、

戦争ができる国になりつつあります。①護衛艦「いずも」の攻撃型空母化（現時点では「かが」も）、②スタンド・オフ機能がある長射程巡航ミサイル（敵の防空システムの有効射程外から発射される空対地ミサイル）、③島嶼防衛用高速滑空弾という事実上の弾道ミサイルの導入等です。

さらに加えて、つい最近、（実は既に保有している）④敵基地攻撃能力の保有も検討され始めました。どのようなシチュエーションを想定しているのは必ずしも明らかではないですが（既に朝鮮半島有事となっているのか、日本とだけ有事となりそうなのかなど。）、この敵基地攻撃能力は、相手国から武力行使を受ける前に、相手国の領土内にある基地を先制攻撃することに他なりませんから、国際法上認められる自衛権の行使といえず違法とされる可能性が高いと言えます。また、この敵基地攻撃能力を持つだけで他国との緊張関係が高まる恐れがあります。全ての敵基地についてこの能力を持つことは不可能ですし、持とうとすれば、果てしない軍拡につながり、財政が破綻します。福祉や司法に関する予算が真っ先に削られそうです（なお、敵基地攻撃能力については尋問等で明らかにします。この流れからすると行き着く先は⑤専守防衛的核兵器保有となりそうですが、これは冗談みたいな自己矛盾ということになりそうです。）。

### (3) 国際状況等

米国と中国とは対立関係を強めており（米中の新たな冷戦）、また、北朝鮮問題とも相まって日本との共同軍事行動が多くなり、新安保法制法がそれを後押ししていますが、米国と中国とが衝突した場合には、日本も間違いなくそれに巻き込まれます。

新安保法制法の成立は、海上自衛隊の訓練自体に変化をもたらし、対中国を念頭において、その訓練の範囲が南シナ海やインド洋にまで広がっており、そこでは単独訓練、日米共同訓練、（インドなどを含めた）多国間訓練が行われています。このように自衛隊が南シナ海やインド洋で米国との共同



訓練（軍・軍連携）を行うようになることは、この地域で不測の武力衝突が起り得ることを意味します。

また、米国が中国その他の国と武力衝突を起こすということは、集団的自衛権で米国とつながっている日本の基地もその攻撃の対象となることを意味します。

今年に入ってから、 「2020年1月3日未明、イラン精鋭司令官殺害 トランプ氏指示 イラクで列車爆撃」 という報道が飛び込んできました。日本は、米国の対イラン有志連合には参加していないものの、調査・研究目的で自衛隊を中東に派遣しておりました。自衛隊派遣中に米国とイランとの間で武力衝突が勃発したら、米国は、日本に対し、新安保法制法と新ガイドラインを前提とした戦闘への協力を要請するものと思われます。そうすると日本は、それを拒否することができずに協力し、その後において武力衝突に巻き込まれる可能性があるのです。

さらに、2020年9月に出版された米記者ボブ・ウッドワード氏の著書によれば、北朝鮮による軍事侵攻を想定した米韓両軍の「作戦計画5027」に、報復として核兵器80発の使用も含まれていると指摘があり、同計画は2017年に北朝鮮との軍事的緊張が高まった際、トランプ米政権の選択肢の一つだったとのことでした。2017年は、北朝鮮がミサイルの性能実験を何度も行い、Jアラートが鳴っていた時期です。著書では、情報源や80発をどう使うのかには触れていないとのことですが、このことが事実で、争いが表面化していれば、米国の同盟国で、北朝鮮に海を隔てて隣接している日本も巻き込まれていたことになります。私たちの認識以上の危機が迫っていたといえます。そうすると、既に2017年には先述した裁判例が指摘する「危険の切迫性や具体的危険性・危険の具体的な蓋然性」や「戦争やテロ攻撃に極めて近接した状況にあ」ったことになります。現在の平穏は偶然の結果なのかもしれません。

## 6 まとめ

本件で原告が主張している平和的生存権，人格権，憲法改正・決定権についても，このような新安保法制との関係で改めてその意義や性格が基本的なところから再検討を迫られています。従来の議論の延長線上で，その具体的権利性や裁判規範性が安易に否定されることはあってはなりません。

権利は，社会と人間との関係によって生成発展するものですから，社会の変化に従ってそれ以前の時代には権利として可視化されず，明確に権利として扱われていなかったものも，時代の変化及び社会の変化に伴い，権利として認識されるようになります。認識される場の一つが裁判であることはいうまでもありません。人格権における「平穏生活権」はその一つでした。その意味では，新安保法制法は憲法 9 条を法律によって掘り崩そうとする明らかな違憲の法制であり，それによって原告らが受ける被害は，それ以前にはありえなかったものであることに留意すべきです。平和的生存権，憲法改正・決定権は，この流れにおいて，今回，具体的権利として認識されるべきです。

他方で人格権は，これまでも裁判規範として機能してきました。今回必要なのは，私たちがこの訴訟で述べてきた日本を取り巻く状況を考慮して，権利としての内容をより充実させることです。これが，今回，この裁判に関わった法曹関係者の役割です。

これらを十分に検討した上で，次に中村弁護士が述べる原告の権利侵害が検討されなければなりません。

以上